

「学力に関する証明書」申請時の留意事項

1. 「学力に関する証明書」とは

「学力に関する証明書」とは、教育職員免許法に基づき、教育職員免許状(以下「教員免許」という。)を取得するにあたって必要となる単位数等を記載した、教員免許申請専用の証明書です。本学への証明書申請時は「学力に関する証明書(教免申請用)」が該当します。

※本学で修得した科目名・単位数・成績等を記載した**「単位修得学業成績証明書」**とは異なります。

【参考】「学力に関する証明書」が必要になる場合

- (1)教育委員会に教員免許の申請を行う場合
- (2)他大学等で教員免許取得のために不足している単位数を確認・相談する場合

2. 本学で発行可能な「学力に関する証明書」について

本学で発行可能な「学力に関する証明書」は、所属していた学部・部・学科において所属当時に取得可能であった教員免許の教科のみとなります。そのため、証明書の作成を希望する学校種や教科の種類によっては発行できない場合もありますので、その際は証明書の提出先にその旨を説明してください。

3. 「学力に関する証明書」を申請する際に必要な情報について

「学力に関する証明書」の発行を申請する際は、本学所定の「証明書申込用紙(郵送時)」又は「証明書申請書(窓口申込時)」の余白に、次の(1)～(3)の情報も明記してください。

(1)学校種・教科

記載例: 中学校1種(社会)、高等学校専修(地理歴史)

(2)証明書の使用目的

記載例: 教員免許取得のための不足単位を確認するため、教員免許の申請を行うため

(3)教員免許所持の有無(有の場合、学校種・教科も明記)

記載例: 有(中学校1種(国語))

【注1】 在学中の教職課程受講有無に関係なく、「学力に関する証明書」を発行することが可能です。

【注2】 在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や新たに教員免許を取得する場合は、原則として最新の教育職員免許法(以下「新法」という。)が適用されます。そのため、新法に基づいた「学力に関する証明書」を発行することから、在学時の適用免許法に基づいた修得単位数と必ずしも一致するものではありません。

【注3】 「学力に関する証明書」は、学校種・教科、本学所属時の身分ごとに1通の発行となります。例えば、中学校と高等学校の国語に関する「学力に関する証明書」が必要な場合は、2通の申請が必要になります。また、学部生と科目等履修生で教職課程を受講していた場合、学部生で1通、科目等履修生で1通の申請が必要になりますので、両方の証明書が必要な場合は、証明書申請時にご注意ください。

【注4】 「学力に関する証明書」は、原則として本学書式・在学時の氏名で発行します。また、英文の「学力に関する証明書」は発行していません。

【注5】 「学力に関する証明書」は、発行に数日から1週間程度かかる場合があります。

